



# サービスを利用する手順



## ① 要介護(要支援)認定を受けましょう

介護保険のサービスを利用するためには、香南市高齢者介護課または、各支所で申請の手続きをして「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決定されます。



### ●申請から要介護(要支援)認定までの流れ

#### 申請する

サービスの利用を希望する人は、香南市高齢者介護課または各支所の窓口で「要介護認定」の申請をしましょう。申請は本人または家族が行いますが、申請に行くことができない場合などは、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設などに、申請を代行してもらうこともできます。

#### 申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証
  - ・健康保険被保険者証 ※
- ※ 40歳～64歳までの第2号被保険者の場合

#### 要介護認定が行われます

##### <認定審査/医師の意見書>

高齢者介護課の介護認定調査員が自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。聞き取り調査は、全国共通の調査票に基づいた内容で行われ、コンピューターによる1次判定を行います。また、本人の主治医に心身の状況について意見書を作成してもらいます。主治医がいない場合は、申請時にご相談ください。

##### <審査・判定>

認定調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)を判断する2次判定を行います。



#### 認定結果の通知

申請から30日程度で認定結果通知書と結果を記載した被保険者証が届きます。

##### <要介護状態区分>



## 要介護(要支援)認定ってなに?

### ●要介護(要支援)認定について

- 要介護認定とは、本人の心身の状態によって、その人に必要と思われる介護の程度を認定することです。
- 介護保険サービスを利用する場合は、必ず要介護認定を受けなければなりません。
- 要介護・要支援と認定された方は、一定期間ごとに認定を更新し、介護の見直しを行っていきます。
- 認定結果に不服があるときは、県の介護保険審査会(088-823-9786)に不服申し立てを行うことができます。

### 介護度別の状態像の例

状態像の例	要介護度
日常生活の動作や手段的日常生活動作を行う能力もある状態(自立)	非該当
日常生活の能力はあるが、要介護状態とならないよう一部支援が必要	要支援1
日常生活に一部介助が必要であるが、要介護状態とならないよう一部支援が必要	要支援2
立ち上がり・歩行等が不安定で、排泄・入浴等で一部介助が必要な状態	要介護1
立ち上がり・歩行などが自力では困難な場合が多く、排泄・入浴等で一部または全介助が必要な状態	要介護2
立ち上がり・歩行等が自力で困難で排泄・入浴等で全介助が必要な状態	要介護3
日常生活能力が低下しており、排泄・入浴等の行為で全介助が必要な場合が多い状態	要介護4
日常生活能力が著しく低下しており、全介助が常時必要で意思伝達も困難な状態	要介護5

#### 市が行う介護予防事業の利用

生活機能の向上を図るための介護予防事業を利用できます。

▶ 49ページ

#### 介護予防サービス(予防給付)の利用

生活機能の維持・改善を図るための介護予防サービスを利用できます。

▶ 17ページ

#### 介護サービス(介護給付)の利用

生活の維持・改善や介護負担の軽減を図るための様々な介護サービスや施設サービスを利用できます。

▶ 17ページ



要介護(要支援)認定に関するお問合せ先

香南市高齢者介護課 介護保険係 ☎57-8510